

「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可基準」の一部改正 及び  
「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定 ご案内」の一部改訂を行いました。

### 1 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可基準の一部改正について

建築審査会包括同意基準※ 1 及び、建築審査会個別提案基準※ 2 の文言を改正し、空地の担保性に係る基準の明確化を行いました。

※ 1 建築審査会包括同意基準とは… 許可事務の迅速化を図るため、建築審査会において事前に同意を得た基準 のことです。

包括同意基準に適合しない場合は、許可の可否について個別審査の上、個別に建築審査会に諮り、同意を求めることになります。

※ 2 建築審査会包括同意基準とは… 包括同意基準に該当しない建築物についても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、個別に建築審査会で同意を得て許可したものについては、建築することが可能になります。特定行政庁として個別に建築審査会へ提案するための最低限の基準を「建築審査会個別提案基準」といいます。

### 2 「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定 ご案内」の一部改訂について

許可基準の改正に伴い、解説等を追加するため、改訂を行いました。

### 3 お問合せ先

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可基準等の改正について

建築局建築企画課建築企画担当

TEL. 045-671-2933

建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定のご相談について

建築局市街地建築課建築許認可担当

TEL. 045-671-4510